

(参考 高校生・大学生向け講義レジュメ)

悪徳商法に狙われる高校生・大学生

～その実態と対策について～

悪徳商法被害者対策委員会 会長

信州大学客員教授

堺 次夫

悪徳商法の基礎知識

- (1) 悪徳商法とは
- (2) 悪徳商法の種類と手口
- (3) 悪徳商法の歴史と主な事件
- (4) 悪徳商法業者の素顔
- (5) 悪徳商法被害者の共通項

1. 若者は狙われている

特に若者は狙われやすいー相手は個人情報を知っている！

当事者は仕事や生活が手につかなくなる・借金苦・社会からの転落・ノイローゼ・自殺
他、悲惨な被害が続出→人生が変わる

なぜ狙われる？・・・経済・社会的要因

(だまされやすい若年者) 性格・性的要因 無知, 無警戒, 疑わない, 断れない,
当惑する教育・企業人事勤労関係者 怒らない, すぐあきらめる

2. 現代はどういう時代か？

プライバシーがない・情報過多社会・高度宣伝技術・生活の知恵が伝わらない

3. だましの手口 (どれだけ知っていますか)

○実に身近な手口ー覚えのない代金請求詐欺・ワンクリック詐欺

サイバー犯罪 (出会い系サイト等)

インターネットの世界はワルがうようよ！！

インチキ通信販売 (誇大・虚偽宣伝・前払いの危険)・関連『継続的役務取引』の注意事項

強引な訪問販売

ネガティブオプション・代金引換郵便ビデオ販売

キャッチセールス

タレントインチキスカウト

アポイントメント商法

アルバイト商法ーあて名書き、ワープロ文書、

展示会商法

ホームページ作成、海外で商品買い付け等

デート (恋人) 商法

※インターネットをめぐるトラブル

靈感商法・霊視商法

インターネットネズミ講、オークション詐欺

資格 (士) 商法

フィッシング、スキミング

最近目立つ アフィリエイトとドロップシッピング

そして今、新たな手口が出現！

※マルチ商法（詳細下記）・ネズミ講

欺瞞的PRにもご用心・・・健康食品は薬品ではない。やせる（？）下着

○通常ならば考えられぬ被害もーサラ金調査，モニター商法

○名義を貸し詐欺手口→携帯電話の名義を貸してくれたら8000円→さてどうなる？

◎祖父母が「必要のないリフォーム次々契約手口」の被害にあっていませんか？

◎祖父母や父母が「口コミ勧誘の高金利・高配当話」にのっていませんか？

◎退職者と退職を目前にした団塊世代の先生方の退職金が今、狙われています！

4. 若年者に被害拡大中「マルチ商法」

マルチ商法とは？ 現在、うごめくマルチ組織は？ その取扱商品は何が多い？

どんな被害があるのか？ネズミ講はどんなもの？その被害は？マルチとどこが違う？

経済的被害（分不相応の高額借金），身体的被害（連夜の説明会出席）

精神的被害（ストレス，人間関係の悪化），社会的被害（社会からの転落→自殺等）

特にだまされやすい人は？ 関西圏や首都圏の大学生に広がったマルチ組織は？

巧妙な手口・・・被害者がいつの間にか加害者になっていく

口こみ→集団催眠洗脳説明会→高額商品購入・高額出資→ねずみ講式人狩り

マインドコントロールされてしまった人々をどうやって説得すれば良いか？

5. 多額多重債務者・自己破産宣告者増大問題

クレジットカードの基本的仕組み

特定調停、自己破産宣告と免責制度

2本の法律（利息制限法と出資法）があり、グレーゾーン金利が問題化した。

多重債務者にならないために

支払いに無理がない借金の上限は？

（参考）「利息制限法」の金利

10万円未満	年20%
10万円以上、100万円未満	年18%
100万円以上	年15%

「出資法」の上限金利（2010年6月17日まで）年29.2%

2006年「貸金業法」等が改正され、同年12月20日に公布された。これにより「出資法」の上限金利が引き下げられた。（グレーゾーン金利が撤廃、年利が29.2%から年利が15～20%となった。これを超えると刑事罰、行政処分となる）

2010年6月18日完全施行された。

6. これだけは伝えたい—被害の未然防止のために知っておきたい関係消費者法—特定商取引法・消費者契約法

『契約と解約』

『クーリング・オフ』

被害を受けた人が必ず言うことに、悪徳商法の本質が見える

- ①まさか、私がだまされるとは思わなかった！
- ②（セールスマン、ウーマンに対して）あんなに良い人だったのに！
- ③話の途中で、私もちょっとおかしいとは思っただけど！

被害にあってしまった人は、どのタイミングで何をすべきだったのか？

〇一番欠けていたものは一何と言っても！「断る勇氣」

7. 被害の対処方法（今だからこそ知っておきたい法律）

「消費者庁」が設置された！（2009年9月1日）

「特定商取引法」改正法（最新）2013年2月21日から施行されている。

「消費者契約法」2001年4月1日から施行されている

「消費生活センター」をもっと活用しよう！（現在約720箇所設置）

→「消費者ホットライン」 0570-064-370

（近くの消費生活センターにつながります）

国民生活センター 03（3446）0999

東京都消費生活総合センター 03（3235）1155

（多重多額債務相談先）

（財）日本クレジットカウンセリング協会 03（3226）0121

神田法律相談センター 03（5289）8850

四谷法律相談センター 03（5214）5152

錦糸町法律相談センター 03（5625）7336

（国レベル相談先）

経済産業省 消費者相談室 03（3501）1511

（土・日曜日の相談先）

（社）全国消費生活相談員協会 03（3448）1409

以上